

生食発0831第1号
令和3年8月31日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第323号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

- 1 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する農薬カスガマイシン、農薬クロルピクリン、動物用医薬品酢酸トレンボロン、飼料添加物ジブチルヒドロキシトルエン、農薬バリダマイシン、農薬フェンプロパトリン、農薬プロクロラズ及び農薬1-メチルシクロプロペンについて、食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。
- 2 一部の食品において「不検出」と設定されている酢酸トレンボロンの残留基準値に係る改正に伴い、規格基準告示に規定されていた既存の α -トレンボロン及び β -トレンボロン試験法を削除し、同一内容の試験法を酢酸トレンボロン試験法として定める等の所要の改正を行ったこと。

第2 適用期日

1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
カスガマイシン	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
バリダマイシン	やまいも（長いもをいう。）、チンゲンサイ、カリフラワー、エンダイブ、アスパラガス、にんじん、セロリ、その他のせり科野菜、なす、その他のうり科野菜、その他の野菜、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、いちご及びその他のハーブ
フェンプロパトリン	大豆、小豆類、えんどう、そら豆、その他の豆類、ばれいしょ、はくさい、ブロッコリー、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、オクラ、みかん、みかん（外果皮を含む。）、なつみかんの果実全体、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、うめ、いちご、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、ぶどう、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、綿実、ホップ、その他のハーブ、牛の筋肉、豚の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、牛の肝臓、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分、豚の食用部分、その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分、乳、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪及びその他の家きんの脂肪

農薬等	食品
プロクロラズ	<p>米（玄米をいう。）、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、さとうきび、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、なす、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、キウイ、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、コーヒー豆、ホップ、その他のハーブ、鶏の脂肪及びその他の家さんの脂肪</p>

2 規格基準告示の改正に伴う試験法の適用について

告示の日から適用すること。ただし、 α -トレンボロン及び β -トレンボロン試験法については、告示の日から1年以内に限り、なお従前の例によることができること。

3 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値の

うち、「第3 運用上の注意 1」に示す残留の規制対象を変更したものについては、規制対象の変更についても告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。ただし、カスガマイシン及びバリダマイシンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならないこと。
- (2) 今回残留基準値を設定するカスガマイシンとは、カスガマイシンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定するクロルピクリンとは、クロルピクリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (4) 「酢酸トレンボロン」、「 α -トレンボロン」又は「 β -トレンボロン」に対して設定されていた残留基準値について、名称を「酢酸トレンボロン」に統合して残留基準値を設定すること。また、今回残留基準値を設定する酢酸トレンボロンとは、牛の筋肉及び脂肪にあつては β -トレンボロン【(17 β)-17-ヒドロキシエストラ-4,9,11-トリエン-3-オン】とし、牛の肝臓、腎臓及び食用部分にあつては α -トレンボロン【(17 α)-17-ヒドロキシエストラ-4,9,11-トリエン-3-オン】とし、残留基準値が不検出と設定された畜産物、魚介類及びはちみつにあつては、 α -トレンボロン及び β -トレンボロンとすること。なお、改正前の残留の規制対象は、肝臓にあつては α -トレンボロン、筋肉にあつては β -トレンボロンをいい、その他の食用部分にあつては α -トレンボロン及び β -トレンボロンの和であること。

残留基準値が「不検出」と設定された一部の食品については、規定する試験法によって試験した場合に、当該成分が検出されるものであってはならないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定するジブチルヒドロキシトルエンとは、ジブチルヒドロキシトルエンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (6) 今回残留基準値を設定するバリダマイシンとは、バリダマイシン（バリ

ダマイシンA)のみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (7) 今回残留基準値を設定するフェンプロパトリンとは、フェンプロパトリンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (8) 「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」に設定されているフェンプロパトリンの残留基準値については、現行の基準値を削除すること。なお、「綿実油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「綿実」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (9) 今回残留基準値を設定するプロクロラズとは、プロクロラズ及びピリジン塩酸塩処理により2,4,6-トリクロロフェノールに変換される代謝物をプロクロラズに換算したものの和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、プロクロラズ、*N*-ホルミル-*N*-1-プロピル-*N*-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]尿素をプロクロラズ含量に換算したもの、*N*-プロピル-*N*-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]尿素をプロクロラズ含量に換算したもの及び2,4,6-トリクロロフェノールをプロクロラズ含量に換算したものの総和であること。
- (10) 「小麦ふすま」に設定されているプロクロラズの残留基準値については、現行の基準値を削除すること。なお、「小麦ふすま」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「小麦」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (11) 「ひまわり油（食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）」に設定されているプロクロラズの残留基準値については、基準を統合して「ひまわり油」として残留基準値を設定すること。
- (12) 今回残留基準値を設定する1-メチルシクロプロペンとは、1-メチルシクロプロペンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 試験法関係

検体から試験に用いる試料を採取するに当たっては、別に規定する場合を

除き、「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号部長通知）の第1章総則の4. 試料採取に従うこと。

3 その他

食品衛生法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬カスガマイシン、農薬クロルピクリン、農薬バリダマイシン、農薬フェンプロパトリン及び農薬1-メチルシクロプロペンに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

別紙

農薬カスガマイシン（殺菌剤／抗生物質）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	（改正後） ppm	（改正前） ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
大豆	0.04	0.04
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.04	0.04
そら豆	0.04	0.04
その他の豆類	0.04	0.04
ばれいしょ	0.2	0.2
てんさい	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.2	0.2
はくさい	0.2	0.2
キャベツ	0.2	0.2
芽キャベツ	0.2	0.2
ブロッコリー	○ 0.6	0.2
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.2
ごぼう	0.2	0.2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 2	0.2
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.2	0.2
にんにく	0.2	0.2
にんじん	0.2	0.2
セロリ	○ 3	
トマト	○ 0.5	0.2
ピーマン	0.2	0.2
なす	0.1	0.1
その他のなす科野菜	○ 2	0.2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.2	0.2
すいか		0.2
すいか（果皮を含む。）	0.4	
メロン類果実		0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	2	
オクラ	0.2	0.2
未成熟えんどう	0.04	0.04
未成熟いんげん	0.04	0.04
えだまめ	0.04	0.04
その他の野菜	0.04	0.04

農薬カスガマイシン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
みかん		0.2
みかん（外果皮を含む。）	0.2	
なつみかんの果実全体	0.2	0.2
レモン	0.2	0.2
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.2	0.2
グレープフルーツ	0.2	0.2
ライム	0.2	0.2
その他のかんきつ類果実	0.2	0.2
りんご	0.2	0.2
日本なし	0.2	0.2
西洋なし	0.2	0.2
マルメロ	0.2	0.2
びわ		0.2
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	0.2	
もも		0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	0.2	
うめ	○ 0.3	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	○ 0.6	
ラズベリー	○ 3	
ブラックベリー	○ 3	
その他のベリー類果実	○ 3	
キウイー	0.2	0.2
その他の果実	0.2	0.2
くるみ	0.04	0.04
茶	○ 3	0.2
その他のスパイス	0.2	0.2

農薬クロルピクリン（殺菌剤／殺虫剤／除草剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.01	0.01
小麦	0.01	0.01
大麦	0.01	0.01
ライ麦	0.01	0.01
とうもろこし	0.01	0.01
その他の穀類	0.01	0.01

農薬クロロピクリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.01	0.01
小豆類	0.01	0.01
えんどう	0.01	0.01
そら豆	0.01	0.01
らっかせい	0.01	0.01
その他の豆類	0.01	0.01
ばれいしょ	0.01	0.01
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	0.01
かんしょ	0.01	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.01	0.01
こんにやくいも	0.01	0.01
てんさい	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.01	0.01
かぶ類の根	0.01	0.01
かぶ類の葉	0.01	0.01
西洋わさび	0.01	0.01
クレソン	0.01	0.01
はくさい	0.01	0.01
キャベツ	0.01	0.01
芽キャベツ	0.01	0.01
ケール	0.01	0.01
こまつな	0.01	0.01
きょうな	0.01	0.01
チンゲンサイ	0.01	0.01
カリフラワー	0.01	0.01
ブロッコリー	0.01	0.01
その他のあぶらな科野菜	0.01	0.01
ごぼう	0.01	0.01
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.01	0.01
その他のきく科野菜	0.01	0.01
たまねぎ	0.01	0.01
ねぎ（リーキを含む。）	0.01	0.01
にんにく	0.01	0.01
にら	0.01	0.01
アスパラガス	0.01	0.01
わけぎ	0.01	0.01
その他のゆり科野菜	0.01	0.01

農薬クロルピクリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
にんじん	0.01	0.01
パセリ	0.01	0.01
セロリ	0.01	0.01
みつば	0.01	0.01
その他のせり科野菜	0.01	0.01
トマト	0.01	0.01
ピーマン	0.01	0.01
なす	0.01	0.01
その他のなす科野菜	0.01	0.01
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.01	0.01
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.01	0.01
しろうり	0.01	0.01
すいか（果皮を含む。）	0.01	0.01
メロン類果実（果皮を含む。）	0.01	0.01
まくわうり（果皮を含む。）	0.01	0.01
その他のうり科野菜	0.01	0.01
ほうれんそう	0.01	0.01
オクラ	0.01	0.01
しょうが	0.01	0.01
未成熟えんどう	0.01	0.01
未成熟いんげん	0.01	0.01
えだまめ	0.01	0.01
その他の野菜	0.01	0.01
りんご	0.01	0.01
いちご	0.01	0.01
その他のスパイス	0.01	
その他のハーブ	0.01	0.01

動物用医薬品酢酸トレンボロン（合成ホルモン剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.002	0.002
豚の筋肉	不検出	不検出
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	不検出	不検出
牛の脂肪	0.002	0.002
豚の脂肪	不検出	不検出

動物用医薬品酢酸トレンボロン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	不検出	不検出
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	不検出	不検出
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	不検出	不検出
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	不検出	不検出
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	不検出	不検出
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	不検出	不検出
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	不検出	不検出
乳	不検出	不検出
鶏の筋肉	不検出	不検出
その他の家きんの筋肉	不検出	不検出
鶏の脂肪	不検出	不検出
その他の家きんの脂肪	不検出	不検出
鶏の肝臓	不検出	不検出
その他の家きんの肝臓	不検出	不検出
鶏の腎臓	不検出	不検出
その他の家きんの腎臓	不検出	不検出
鶏の食用部分	不検出	不検出
その他の家きんの食用部分	不検出	不検出
鶏の卵	不検出	不検出
その他の家きんの卵	不検出	不検出
魚介類（さけ目魚類に限る。）	不検出	不検出
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	不検出	不検出
魚介類（すずき目魚類に限る。）	不検出	不検出
魚介類（その他の魚類に限る。）	不検出	不検出
魚介類（貝類に限る。）	不検出	不検出
魚介類（甲殻類に限る。）	不検出	不検出
その他の魚介類	不検出	不検出
はちみつ	不検出	不検出

飼料添加物ジブチルヒドロキシルエン（抗酸化剤）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	○ 0.02	
豚の筋肉	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.03	
牛の脂肪	○ 0.04	
豚の脂肪	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.5	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.05	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.05	
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	0.08	0.08
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.08	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.4	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.4	
乳	○ 0.02	
鶏の筋肉	○ 0.05	0.02
その他の家きんの筋肉	○ 0.05	
鶏の脂肪	3	3
その他の家きんの脂肪	○ 3	
鶏の肝臓	0.2	0.2
その他の家きんの肝臓	○ 0.2	
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	
鶏の食用部分	○ 3	2
その他の家きんの食用部分	○ 3	
鶏の卵	0.6	卵白中に 0.02
その他の家きんの卵	○ 0.6	
魚介類（さけ目魚類に限る。）	10	10
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	10	10
魚介類（すずき目魚類に限る。）	10	10
魚介類（その他の魚類に限る。）	10	10
魚介類（甲殻類に限る。）	○ 0.1	

農薬バリダマイシン（殺菌剤／抗生物質）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	○ 0.2	0.06
とうもろこし	○ 0.2	
大豆	○ 0.2	0.05
ばれいしょ	○ 0.2	0.05
やまいも（長いものをいう。）	●	0.05
てんさい	○ 0.2	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.2	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 2	0.05
はくさい	○ 0.2	0.05
キャベツ	○ 0.2	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	○ 2	0.05
エンダイブ	●	0.05
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 0.3	0.05
その他のきく科野菜	○ 0.5	0.05
たまねぎ	○ 0.2	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	○ 2	0.05
にんにく	○ 0.2	0.05
にら	○ 0.2	0.05
アスパラガス	●	0.05
にんじん	●	0.05
セロリ	●	0.05
みつば	○ 0.5	0.05
その他のせり科野菜	●	0.05
トマト	○ 0.2	0.05
なす	●	0.05
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.2	0.05
その他のうり科野菜	●	0.05
しょうが	○ 0.2	0.05
えだまめ	○ 0.2	0.05
その他の野菜	●	0.05
みかん		0.05
みかん（外果皮を含む。）	0.7	
なつみかんの果実全体	○ 0.5	0.05
レモン	○ 0.7	0.05
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 0.7	0.05
グレープフルーツ	○ 0.7	0.05

農薬バリダマイシン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ライム	○ 0.7	0.05
その他のかんきつ類果実	○ 0.7	0.05
もも	/	0.05
もも（果皮及び種子を含む。）	0.5	/
すもも（プルーンを含む。）	○ 0.3	0.05
うめ	○ 1	
いちご	●	0.05
その他のスパイス	○ 2	0.05
その他のハーブ	●	0.05

農薬フェンプロパトリン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	● 0.01	0.1
小豆類	● 0.03	0.5
えんどう	●	0.1
そら豆	●	0.1
らっかせい		0.01
その他の豆類	●	0.1
ばれいしょ	●	1
はくさい	●	3
キャベツ	0.4	0.4
芽キャベツ	○ 3	0.4
カリフラワー	3	3
ブロッコリー	● 2	3
その他のあぶらな科野菜	3	3
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	● 1	2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.5	2
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 1	2
しろうり	●	2
すいか	● 0.01	0.5
メロン類果実	● 0.01	0.5
まくわうり	●	0.5

農薬フェンプロパトリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のうり科野菜	●	2
オクラ	● 1	2
みかん	 	0.5
みかん（外果皮を含む。）	2	
なつみかんの果実全体	● 3	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
りんご	● 2	5
日本なし	● 2	5
西洋なし	● 2	5
マルメロ	● 0.01	5
びわ	 	5
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	3	
もも	 	1
もも（果皮及び種子を含む。）	15	
ネクタリン	○ 1	0.02
あんず（アプレコットを含む。）	○ 1	0.02
すもも（プルーンを含む。）	○ 1	0.02
うめ	● 3	5
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
いちご	● 3	5
ラズベリー	○ 12	5
ブラックベリー	○ 12	5
ブルーベリー	● 3	5
クランベリー	● 3	5
ハuckleベリー	● 3	5
その他のベリー類果実	○ 12	5
ぶどう	● 2	5
かき	2	2
バナナ	● 0.01	2
キウイ	● 0.01	0.5
パパイヤ	● 0.01	2
アボカド	● 0.01	2
パイナップル	● 0.01	2
グアバ	● 0.01	2

農薬フェンプロパトリン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
マンゴー	● 0.7	2
パッションフルーツ	● 0.01	2
なつめやし	● 0.01	5
その他の果実	● 1	5
綿実	●	1
ぎんなん	○ 0.2	
くり	○ 0.2	
ペカン	○ 0.2	
アーモンド	○ 0.2	
くるみ	○ 0.2	
その他のナッツ類	○ 0.2	
茶		25
コーヒー豆	○ 0.03	
ホップ	●	0.5
その他のスパイス	○ 10	5
その他のハーブ	● 1	3
牛の筋肉	● 0.01	0.1
豚の筋肉	● 0.01	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.01	0.1
牛の脂肪	● 0.03	0.5
豚の脂肪	● 0.03	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.03	1
牛の肝臓	● 0.01	0.05
豚の肝臓	● 0.01	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	0.1
牛の腎臓	● 0.01	0.05
豚の腎臓	● 0.01	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.1
牛の食用部分	● 0.01	0.05
豚の食用部分	● 0.01	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.01	0.1
乳	● 0.01	0.1
鶏の筋肉	● 0.01	0.05
その他の家きんの筋肉	● 0.01	0.05
鶏の脂肪	● 0.01	0.02
その他の家きんの脂肪	● 0.01	0.02
鶏の肝臓		0.01

農薬フェンプロパトリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01
鶏の腎臓	0.01	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01
鶏の食用部分	0.01	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01
綿実油（食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油を除く。）		3

農薬プロクロラズ（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	● 0.05	2
小麦	○ 2	0.5
大麦	○ 2	0.5
ライ麦	○ 2	0.5
とうもろこし	2	2
そば	2	2
その他の穀類	○ 2	0.5
大豆	●	0.1
小豆類	●	0.05
えんどう	●	0.3
そら豆	●	0.05
らっかせい	●	0.1
その他の豆類	●	0.3
ばれいしょ	●	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	●	0.05
かんしょ	●	0.05
やまいも（長いもをいう。）	●	0.05
こんにやくいも	●	0.05
その他のいも類	●	0.05
てんさい	●	0.05
さとうきび	●	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	●	0.05

農薬プロクロラズ（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	●	0.05
かぶ類の根	●	0.05
かぶ類の葉	●	0.05
西洋わさび	●	0.05
クレソン	●	5
はくさい	●	0.05
キャベツ	●	0.05
芽キャベツ	●	0.05
ケール	●	0.05
こまつな	●	0.05
きょうな	●	0.05
チンゲンサイ	●	0.05
カリフラワー	●	0.05
ブロッコリー	●	0.05
その他のあぶらな科野菜	●	5
ごぼう	●	0.05
サルシフィー	●	0.05
アーティチョーク	●	0.05
チコリ	●	0.05
エンダイブ	●	5
しゅんぎく	●	5
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	●	2
その他のきく科野菜	●	0.05
たまねぎ	●	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	●	0.05
にんにく	●	0.5
にら	●	5
アスパラガス	●	0.05
わけぎ	●	0.05
その他のゆり科野菜	● 0.4	5
にんじん	●	0.05
パースニップ	●	0.05
パセリ	●	5
セロリ	●	5
みつば	●	5
その他のせり科野菜	●	5
トマト	●	0.05
ピーマン	○ 3	1

農薬プロクロラズ（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
なす	●	0.05
その他のなす科野菜	○ 3	0.05
きゅうり（ガーキンを含む。）	●	0.05
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.05
しろうり	●	0.05
すいか	●	0.05
メロン類果実	●	0.05
まくわうり	●	0.05
その他のうり科野菜	●	0.05
ほうれんそう	●	0.05
たけのこ	●	0.05
オクラ	●	0.05
しょうが	●	0.05
未成熟えんどう	●	0.05
未成熟いんげん	●	0.05
えだまめ	●	0.05
マッシュルーム	○ 3	2
しいたけ	●	2
その他のきのこ類	●	2
その他の野菜	● 2	5
みかん	●	10
なつみかんの果実全体	●	10
レモン	●	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	●	5
グレープフルーツ	●	10
ライム	●	10
その他のかんきつ類果実	●	10
りんご	●	0.05
日本なし	●	0.05
西洋なし	●	0.05
マルメロ	●	0.05
びわ	●	0.05
もも	●	0.05
ネクタリン	●	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	●	0.05
すもも（プルーンを含む。）	●	0.05
うめ	●	0.05
おうとう（チェリーを含む。）	●	0.05

農薬プロクロラズ（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	●	1
ラズベリー	●	0.05
ブラックベリー	●	0.05
ブルーベリー	●	0.05
クランベリー	●	0.05
ハックルベリー	●	0.05
その他のベリー類果実	●	0.05
ぶどう	●	0.05
かき	●	0.05
バナナ	5	5
キウイ	●	0.05
パパイヤ	1	1
アボカド	5	5
パイナップル	2	2
グアバ	●	0.05
マンゴー	2	2
パッションフルーツ	●	0.05
なつめやし	●	0.05
その他の果実	●	10
ひまわりの種子	0.5	0.5
ごまの種子	●	0.1
べにばなの種子	●	0.1
綿実	●	0.1
なたね	○ 0.7	0.5
その他のオイルシード	○ 2	0.05
ぎんなん	●	0.1
くり	●	0.1
ペカン	●	0.1
アーモンド	●	0.1
くるみ	●	0.1
その他のナッツ類	●	0.3
茶	●	0.1
コーヒー豆	●	0.2
ホップ	●	0.1
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	●	5
牛の筋肉	○ 0.5	0.1
豚の筋肉	○ 0.5	0.1

農薬プロクロラズ（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.5	0.1
牛の脂肪	0.5	0.5
豚の脂肪	0.5	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.5	0.5
牛の肝臓	10	10
豚の肝臓	10	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	10	10
牛の腎臓	10	10
豚の腎臓	10	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	10	10
牛の食用部分	10	10
豚の食用部分	10	10
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	10	10
乳	0.05	0.05
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	● 0.05	0.1
その他の家きんの脂肪	● 0.05	0.1
鶏の肝臓	0.2	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2	0.2
鶏の腎臓	0.2	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2	0.2
鶏の食用部分	0.2	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2	0.2
鶏の卵	0.1	0.1
その他の家きんの卵	0.1	0.1
小麦ふすま		7
ひまわり油（食用植物油の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油に限る。）		1
ひまわり油	1	

農薬1－メチルシクロプロペン（植物成長調整剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
ばれいしょ	0.01	
りんご	0.01	0.01
日本なし	0.01	0.01
西洋なし	0.01	0.01
すもも（プルーンを含む。）	0.01	
かき	0.01	0.01
バナナ	0.01	
キウイー（果皮を含む。）	0.01	

脚注

※○：令和3年8月31日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和4年8月31日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。ただし、カスガマイシン及びバリダマイシンは、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示370号）第1 食品の部 A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質に該当することから、残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。
- ・ 「不検出」と定めている一部の食品については、規定する試験法によって試験した場合に、当該成分が検出されるものであってはならない。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちや(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。